

明石市役所新庁舎建設工事
入札説明書

令和6年12月

明石市

1	目的	1
2	工事の概要	1
	(1) 工事名	1
	(2) 発注者	1
	(3) 設計者	1
	(4) 対象工事	1
	(5) 計画敷地・建物概要	2
	(6) 履行期間	2
	(7) 予定価格	2
	(8) 低入札調査基準価格	2
3	担当部局	2
	(1) 入札事務に関する担当部局	2
	(2) 技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に関する担当部局	3
4	参加資格要件	3
	(1) 参加者の構成等	3
	(2) 入札参加資格	3
	(3) 単体企業、JVの構成員に関する参加資格	4
	(4) 施工実績	4
	(5) 実施体制	5
5	施工者選定の概要	6
	(1) 施工者選定委員会の設置	6
	(2) 審査全体の流れ	6
6	施工者選定スケジュール	7
	(1) 審査等の日程	7
	(2) 契約締結等の日程	7
7	質疑の受付及び回答	7
	(1) 提出方法等	7
	(2) 質疑の受付期間等	7
8	審査に関する書類の提出	8
	(1) 提出方法等	8
	(2) 提出書類	8
	(3) 提出期間	9
	(4) 入札参加資格審査結果及び技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に関する通知等	10
9	評価の実施及び結果の通知	10
	(1) 入札参加資格審査	10

(2) 入札価格審査、実績審査、技術審査	10
(3) 落札者の決定	10
(4) 結果の通知等	10
10 留意事項	11
(1) 参加資格及び低入札価格調査	11
(2) 技術提案内容	11
(3) 技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）における発言等	12
(4) 評価への照会	12
(5) 参加表明の秘匿	12
11 技術提案内容の担保	12
12 入札の中止	12

1 目的

この説明書は、明石市役所新庁舎建設工事を発注するに当たり、価格のみによる競争ではなく、高度な施工能力や豊富な経験を有する施工者から広く技術提案を求め、その内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札によって、最も適切な者を当該工事の落札者として決定することを目的とする。

2 工事の概要

(1) 工事名

明石市役所新庁舎建設工事（以下「本工事」という。）

(2) 発注者

明石市

(3) 設計者

株式会社 安井建築設計事務所

(4) 対象工事

本工事の対象範囲は、下表の「●」が記されている工事とする。

STEP 1	下水道管迂回	—
	仮設駐車場整備	●
	立体駐車場-事務棟間接続デッキ解体 (既設下水道管撤去を含む)	●
	立体駐車場解体	●
	道路線形変更	●
STEP 2	新庁舎建設	●
	開発1工区整備	●
	市民会館熱源改修	●※
STEP 3	立体駐車場を除く既存棟解体	●
	開発2工区外構整備	●
	車庫棟建設	—
	開発3工区外構整備	—

※熱源改修に係る建築及び電気設備工事のみ本工事であり、機械設備工事は本工事が対象外とする。

(各 STEP や開発工区のカテゴリについては「設計図書」による)

(5) 計画敷地・建物概要

工事場所	明石市中崎1丁目5-1
用途	事務所
敷地面積	22,800.66㎡
建築面積	本工事対象4,208.45㎡ (別途工事を含む全体4,585.02㎡)
延床面積	本工事対象21,620.26㎡ (別途工事を含む全体22,033.91㎡)
階数	地上7階
最高高さ	33.04m
構造種別	鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
基礎	免震構造

(6) 履行期間

令和7年3月下旬から令和11年9月10日

※上記履行期間については、工事の完成までの期間とし、地方自治法第234条の2第1項の規定等の各種法令に基づく検査(以下「各種検査」という。)及び引渡しまでは含まないものとする。

※仮設駐車場整備工事及び市民会館熱源改修工事(本工事対象範囲)については、工事完成後に各種検査等を受検し、部分引渡しを行うこととする(部分引渡しの時期については本市と協議の上決定すること)。

※STEP2の工事については、令和10年2月29日までに工事を完成し、各種検査等(当該工区の開発行為に対する完了検査、仮使用認定等を含む)を受検した後、令和10年3月24日までに部分引渡しを行うこととする。

※STEP2の工事の引渡し完了後から令和10年6月までの期間において、本工事とは別途で、移転等(食堂・コンビニの整備、什器・備品の整備・移転、情報システムの整備等)を予定としているため、STEP3の工事については移転等の完了後に着手(令和10年7月予定)すること(移転等のスケジュールについては、今後の事業進捗に応じて変更の可能性がある)。

(7) 予定価格 : 入札結果公表時に公表

(8) 低入札調査基準価格 : 入札結果公表時に公表

3 担当部局

(1) 入札事務に関する担当部局(以下「事務部局」という。)

明石市総務局財務室契約担当(明石市役所本庁舎5階)

所在地 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5012
FAX 078-918-5153
Email keiyaku@city.akashi.lg.jp

(2) 技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に関する担当部局（以下「運営部局」という。）

明石市政策局プロジェクト推進室（明石市役所分庁舎5階）
所在地 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
電話 078-918-5283
FAX 078-918-5136
Email toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

本入札に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に示す単体企業又は明石市建設工事の共同企業体取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。ただし、参加者は「4（2）入札参加資格～（5）実施体制」に掲げる要件を満たしている必要がある。

- ① 単体企業
- ② 本工事を行う2者又は3者（以下「構成員」という。）によって構成されたJV
 - ・JVの構成員は、単体企業として本入札に参加できないものとする。また、本工事において他のJVの構成員となることはできないものとする。
 - ・JVの制限として、各構成員の出資比率は、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、最大出資比率の構成員とし、代表構成員以外の構成員は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。
 - ・JVによる工事の施工は、共同施工方式とする。

(2) 入札参加資格

参加者（JVの場合は全ての構成員）は、本工事の総合評価一般競争入札参加申請書提出期限日から本契約締結日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- イ 明石市入札参加資格者名簿（建設工事）において工種が建築一式工事で登録されており、かつ、許可区分が特定建設業許可で登録されていること。
- ウ 「4（5）実施体制」に指定する現場代理人、監理技術者及びJVにあっては主任技術者を専任配置できること。
- エ 公告日において明石市の指名停止期間中でない者及び明石市が行う契約からの暴

力団排除に関する要綱第7条の規定による契約の解除を受けていない者。

オ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から④の要件に該当しない者。

- ① 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
- ② 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

カ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでない者。

キ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者。

ク 公告日において納期限が到来している明石市税を審査に関する書類の受付終了日の前日までに完納していること。

ケ 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を審査に関する書類の受付終了日の前日までに完納していること。なお、「8（2）提出書類」において、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出すること。

（3）単体企業、JVの構成員に関する参加資格

単体企業、JVの構成員は、建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者とする。

また、このうち、単体企業及びJVの代表構成員については、公告日における経営事項審査に基づく建築一式工事の総合評定値（P点）が1,400点以上の者とし、代表構成員以外の構成員は800点以上の者とする。

（4）施工実績

参加者（JVの場合は代表構成員）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

平成21年4月1日から令和6年11月30日までの間に国内で完成・引き渡し完了した、次に掲げるa、bの要件を満たす建築物の施工を元請（JVで受注した実績については代表構成員であった場合のみ認める。）として履行した実績があること。なお、実績については、次のいずれでも可とする。

- ・ a、b両方の要件を満たす単一の建築物における実績
- ・ a、bそれぞれの要件を満たす複数の建築物における実績
- a 令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四 業務施設第2類の用途（庁舎、銀行、本社ビルに限る）に該当し、延床面積10,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、複合施設の場合は、当該用途部分の床面積の合計が10,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合

は、増築部分のうち当該用途部分の延床面積が10,000㎡以上の場合に限る。)

- b 構造性能評価を受け大臣認定を取得した延床面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築、改築、増築

(5) 実施体制

本工事において、現場代理人、監理技術者、施工主任担当者、また、JVの代表構成員以外の構成員の場合は主任技術者（以下「配置技術者等」という。）を配置すること。このうち、現場代理人、監理技術者、主任技術者は、本工事の工期開始時点で専任すること（施工主任担当者については、専任は求めない）。なお、配置技術者等は参加者となる企業と総合評価一般競争入札参加申請書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。また、JVの場合、現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者は代表構成員と前述の雇用関係にある者、主任技術者は代表構成員以外の構成員と前述の雇用関係にある者に限る。

配置技術者等の資格・実績要件及び兼任の条件は、以下に示すとおりとする。なお、配置技術者等について、本契約後、明石市と協議の上、適正な履行の確保が可能であると認める場合、「2（4）対象工事」に記載するSTEP1、STEP3の工事については、明石市が認める者へ変更することができるものとする。

ア 現場代理人

- ① 平成26年4月1日から令和6年11月30日までの間に、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四、六、七、八、十、十一、十二のいずれかの用途に該当し、延床面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築工事（ただし、複合施設の場合は、当該用途部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延床面積が5,000㎡以上の場合に限る。）において現場代理人として履行した実績を有すること。

イ 監理技術者

- ① 建築一式工事における監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
- ② 平成26年4月1日から令和6年11月30日までの間に、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四、六、七、八、十、十一、十二のいずれかの用途に該当し、延床面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築工事（ただし、複合施設の場合は、当該用途部分の床面積の合計が5,000㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延床面積が5,000㎡以上の場合に限る。）において監理技術者として履行した実績を有すること。

ウ 施工主任担当者

- ① 建築施工主任担当者は、一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

② 電気設備施工主任担当者は、建築設備士、又は1級電気工事施工管理技士資格を有すること。

③ 機械設備施工主任担当者は、建築設備士、又は1級管工事施工管理技士資格を有すること。

・施工主任担当者については、実績要件及び専任は求めない。ただし、実績審査の評価対象とする。なお同一工種の主任担当者が複数となることは妨げないが、その場合も上記資格を有すること。

エ 主任技術者（代表構成員以外の構成員）

① 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

・現場代理人、監理技術者並びに建築施工主任担当者の兼任は可とするが、3つ以上の兼任は不可とする。

5 施工者選定の概要

(1) 施工者選定委員会の設置

明石市は、施工者を選定するに当たり、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験を有する者等により構成される明石市役所新庁舎建設施工者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会における意見聴取は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき学識経験を有する者の意見聴取を兼ねることとする。

選定委員会に関するその他の情報は非公表とし、会議は非公開とする。ただし、委員名及び審査講評は落札者の決定後に公表する。

(2) 審査全体の流れ

審査は、入札参加申請者の入札参加資格審査、入札価格審査、実績審査、技術審査（選定委員会が「8（2）提出書類」に記載する技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に必要な書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにおける参加者の発言内容（以下「技術提案内容」という。）を基に行う審査）を実施する。

なお、明石市公共工事低入札価格調査実施要領に基づく、低入札価格調査が必要となった場合は、別途調査を行う。

明石市は、本説明書に基づく入札参加資格審査及び別に定める施工者選定基準に基づく入札価格審査、実績審査、上記選定委員会による技術審査をもって、落札者を決定する。

6 施工者選定スケジュール

本入札における各内容の日程については、以下のとおりとする。

(1) 審査等の日程

区分	内容	日程
ア	公告日	令和6年12月20日(金)
イ	質疑の受付期間	令和6年12月20日(金)～令和6年12月26日(木)
	質疑への回答	令和7年1月10日(金)(予定)
ウ	審査に関する書類の提出期間	令和7年1月10日(金)～令和7年1月24日(金)
エ	入札参加資格審査結果の通知 技術審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の開催通知	令和7年1月27日(月)(予定)
オ	技術審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の開催日	令和7年2月上旬(予定)
カ	評価結果の通知	令和7年2月中旬～下旬(予定)

(2) 契約締結等の日程

区分	内容	日程
ア	評価結果の公表	令和7年2月中旬～下旬(予定)
イ	仮契約締結	令和7年2月下旬～3月上旬(予定)
ウ	本契約締結(市議会議決日以降)	令和7年3月下旬(予定)

7 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法等

ア 質問書【様式1】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付の上、「3(1)」に記載の事務部局宛に電子メールにて提出すること。提出後、必ず事務部局宛に電話し、受信確認を行うこと。なお、電話などによる個別の質疑は受け付けない。

イ 回答は取りまとめの上、明石市ホームページに掲載する。

(2) 質疑の受付期間等

ア 質疑受付期間

令和6年12月20日(金)から令和6年12月26日(木)午後1時まで

イ 回答日

令和7年1月10日(金)(予定)

8 審査に関する書類の提出

(1) 提出方法等

書類の提出については、持参又は郵送により提出すること。

- ア 持参の場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、事務局局まで持参すること。書類の受領後、提出書類受領確認書を交付する。
- イ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて事務局局へ郵送すること。
- ウ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール【様式12】を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用すること。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れること。
- エ 郵送の場合は、郵送手続を行った日中に書留・特定記録郵便物等受領証の写しを総合評価一般競争入札参加確認書【様式3】に貼付し、電子メール又はFAXにより事務局局へ送信すること。
- オ 令和7年1月10日（金）午後1時に明石市ホームページ「入札コーナー」に質問及び回答を掲載するので、必ず確認の後、下記提出期間に持参又は郵送すること。なお、回答日時に変更がある場合は、事前にその旨を掲載する。
- カ 各書類は指定様式で作成すること。
- キ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイルに綴じること。
- ク CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し、提出すること。なお、様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出すること。

(2) 提出書類

入札参加資格審査に必要な書類

- | | | |
|---|--|----|
| ア | 総合評価一般競争入札参加申請書【様式2】 | 1部 |
| イ | 総合評価一般競争入札参加確認書【様式3】（郵送の場合のみ） | 1部 |
| ウ | 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（案）【様式4】（JVの場合のみ） | 1部 |
| エ | 施工実績調書【様式5】 | 1部 |
| オ | 配置予定技術者調書【様式6-①～⑥】及び配置予定技術者の資格、雇用関係を証する書類等（写）（様式6-⑥については、JVの場合のみ） | 1部 |
| カ | エ及びオの参加資格等に関する実績を確認できる資料（工事実績情報サービス（CORINS）、又は施工証明書の写し等。詳細は様式5、様式6-①～⑤を参照） | 1部 |
| キ | 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではない） | 1部 |

※発行日が公告日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）	
ク ア～カまでの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
実績審査に必要な書類	
ケ 施工実績調書【様式5】	1部
※「 入札参加資格審査に必要な書類 のエ」と同様の場合は、提出不要	
コ 配置予定技術者調書【様式6-①～⑤】	1部
※「 入札参加資格審査に必要な書類 のオ」と同様の場合は、提出不要	
サ ケ及びコの実績審査に係る実績を確認できる資料（工事实績情報サービス（CORINS）、又は施工証明書の写し等。詳細は様式5、様式6-①～⑤を参照）	1部
※「 入札参加資格審査に必要な書類 のカ」と同様の場合は、提出不要	
シ ケ～サの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
※「 入札参加資格審査に必要な書類 のク」と同様の場合は、提出不要	
入札価格審査	
ス 入札書【様式7】及び工事費内訳書【様式8-①及び②】	1部
セ スの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に必要な書類（技術提案書）	
ソ 技術提案書【様式9、様式10、様式11】	1部
（1）技術提案	
① 業務体制	
② 品質確保	
③ 工程管理・コスト管理	
④ 来庁者等の利便性や周辺環境に配慮した施工計画	
⑤ 環境負荷低減・維持管理	
（2）地域経済活性化への貢献	
① 市内企業への発注や市内調達金額	
② 地域との協働・連携、市内企業の技術力向上のための提案	
（3）情報発信・市民参加	
① 市民への情報発信に関する提案	
② 市民参加に関する提案	
（4）インクルーシブ社会の実現に関する取組調書	
タ ソの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部
※各電子データ（上記ク、シ、セ、タ）は、同一のCD-R又はDVD-Rでも可	

（3）提出期間

令和7年1月10日（金）から令和7年1月24日（金）午後5時40分まで（事務

部局必着)

※1月10日より前に提出された書類は無効とする。

※持参の場合は、受領確認書を発行するので受け取り後保管しておくこと。ただし、受領確認書の有無によって参加を取り消すことはない。

(4) 入札参加資格審査結果及び技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に関する通知等

入札参加資格に関する評価（「9 評価の実施及び結果の通知」参照）の実施後、入札参加資格の審査結果及び技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の詳細（実施日時・会場・留意事項等）について、令和7年1月27日（月）を目途に、審査に関する書類の提出があった参加者（総合評価一般競争入札参加申請書に記載の担当者）に対し、電子メールで連絡するとともに書面を郵送する。ただし、入札参加資格を満たさない参加者については、技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）に参加することができない。

9 評価の実施及び結果の通知

(1) 入札参加資格審査

参加者の入札参加資格を確認する。参加者が入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。なお、入札参加資格の確認日は、審査に関する書類の受付期限の日とする。

(2) 入札価格審査、実績審査、技術審査

施工者選定基準に基づき、選定委員会（一部、運営部局）が参加者の技術提案内容を評価する。また、運営部局は同選定基準に基づき、入札価格審査及び実績審査を行う。なお、入札価格は設計図書及び技術提案書の内容を反映したものとすること。

(3) 落札者の決定

入札価格審査及び実績審査に選定委員会（一部、運営部局）による技術審査の評価結果を加え、明石市が落札者を決定する。

(4) 結果の通知等

市長は、落札者を決定したときは、審査結果の通知を速やかに行う。また、参加者の次に掲げる事項を公表するものとする。

- ① 参加者名
- ② 各参加者の入札価格及び価格点
- ③ 各参加者の評価点
- ④ 評価順位

10 留意事項

(1) 参加資格及び低入札価格調査

- ア 審査に関する書類の提出日以降に「4 参加資格要件」を満たさなくなった参加者は失格とする。
- イ 明石市公共工事低入札価格調査実施要領第6条に定める低入札価格調査により、同要領に定める失格値や数値的判断基準を満たさないなど、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された参加者については、審査の結果に関わらず失格とする。

(2) 技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。なお、明石市は技術提案書の記載事項に対する履行に当たって、請負代金額を変更しない。

- ア 原則として、落札者の提案内容が請負契約で定める水準となり、落札者は提案内容に拘束されるが、明石市は落札者との間で協議の上、提案内容のうち設計図書以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める水準とはしないとすることができ、落札者は明石市の決定に拘束される。
- イ 技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）においては、選定委員会から、参加者の提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと明石市が判断し、落札者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する場合がある。
- ウ 提出書類の未提出又は白紙提出を行った場合は無効とする。
また、参加者から提出された書類及びデータの再提出又は修正は、原則として認めない。
- エ 提出書類の作成、提出に要した一切の費用は参加者の負担とする。
- オ 配置予定技術者調書に記載された配置技術者等の変更は、「4（5）実施体制」に記載の変更条件を除き、原則として認めない。ただし、死亡、事故、病休、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の資格・実績を有する者で明石市が認める者を配置すること。
- カ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、落札者として特定された者の技術提案書については、本入札に関する報告等のために、落札者と協議の上、公表する場合がある。
- キ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

(3) 技術審査（プレゼンテーション・ヒアリング）における発言等

参加者のプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングに対する参加者の回答内容等は、技術提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

(4) 評価への照会

参加者は、評価結果の公表日から起算して7日以内に、当該参加者に対する評価の理由について、文書での照会が可能であり、明石市は照会があったときは、文書により回答するものとする（不調等によって再度入札手続きを行う必要がある場合を除く）。

(5) 参加表明の秘匿

評価はすべて匿名で行う。匿名性を担保するため、参加を申請した事実の公表については、技術審査の結果公表まで一切行わないこと。

11 技術提案内容の担保

落札者は、本入札における技術提案内容については、明石市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行すること。なお、本工事の完了時に落札者側の責により技術提案内容を履行できなかった場合、又は、本工事の完了前にあっても履行できないと認められた場合、明石市は落札者に対して、技術提案内容の不履行に関する措置として違約金等の請求又は契約金額の減額を行う場合がある。

また、落札者が提出した審査に関する書類に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があったと認められるときは、明石市は指名停止措置等の措置を講じるとともに、本契約の解除を行うことができる。

12 入札の中止

緊急等やむを得ない理由等により、本入札を実施することができないと認められる場合は、入札を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても本入札に要した費用を明石市に請求することはできないものとする。